




平成28年4月8日

公益財団法人白門奨学会  
理事長 久野 修慈 殿

公益財団法人白門奨学会

監 事 石川鉄郎   
監 事 神山敏夫   
監 事 藤原 力 

私たち監事は、公益財団法人白門奨学会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、財産の状況を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、当該事業年度に係る財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財務諸表に対する注記、正味財産増減計算書内訳表、財産目録）についての調査を行い、事業報告及び財務諸表等について検討いたしました。

#### 2 監査結果及び意見

##### (1) 事業報告等の監査結果

一、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。但し、定款第5条の基本財産については、評議員会の決議が必要です。

二、事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

##### (2) 財務諸表等の監査結果

財務諸表は、基本財産の明確化を除き法令定款等に従って作成されており法人の状況を正しく表示しているものと認めます。

以上